

(別紙4)

福祉サービス評価(自己評価)結果票(相談事業所)

事業所名 相談支援事業所 ぱれっと さんのう

評価項目	自己評価				
	区分(小)	区分(大)	内容(課題)	改善計画	改善結果
<b>第1 基本方針</b>					
<b>1 基本方針</b>					
(1)相談支援事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われていますか。	a	A			
(2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されていますか。	a				
(3)利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、福祉サービス等が特定の種類や特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われていますか。	a				
(4)市町村、障害福祉サービス事業者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	a				
(5)自ら提供する指定相談支援の評価を行い、常に改善を図っていますか。	a				
<b>第2 人員に関する基準</b>					
<b>1 従業者の員数(相談支援専門員)</b>					
(1)相談支援事業所は、専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上置いていますか。	a	A			
(2)相談支援専門員は資格要件を満たしていますか。	a				
<b>2 管理者</b>					
相談支援事業所は、専らその職務に従事する管理者を置いていますか。	a	A			
<b>3 雇用契約・秘密の保持</b>					
(1)管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書を交付していますか。	a	A			
(2)従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。	a				
(3)従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴するなど必要な措置を講じていますか。	a				
<b>第3 運営に関する基準</b>					
<b>1 内容及び手続きの説明及び同意</b>					
(1)利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)をパンフレット等で説明を行い、書面により同意を得ていますか。	a	A			
(2)利用契約をしたときは、利用者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面(契約書、重要事項説明書)を交付していますか。	a				
(3)サービス担当者会議等において、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書(利用登録票等)により利用者又は家族の同意を得ていますか。	a				
<b>2 契約内容の報告等</b>					
(1)利用契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	a	A			
(2)サービス利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく報告していますか。	a				
<b>3 提供拒否の禁止</b>					
正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいませんか。	a	A			
<b>4 サービス提供困難時の対応</b>					
適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者等の紹介等の必要な措置を講じていますか。	a	A			

5 受給資格の確認					
サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確認していますか。	a	A			
6 支給決定の申請に係る援助					
支給期間の終了に伴う訓練等給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	a	A			
7 身分を証する書類の携行					
従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしていますか。	a	A			
8 サービス利用計画作成費の額に係る通知等					
(1)法定代理受領により市町村からサービス利用計画作成費を支給された場合、利用者に対しその額を通知していますか。	c	C	利用者へ通知及び交付をしていなかった。	代理受領証、サービス提供証明書等を作成し、利用者へ送付もしくは交付する。	12月に様式を検討し、1月分から交付している。
(2)利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村にサービス利用計画作成費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	c				
9 相談支援の具体的な取り扱い方針					
(1)管理者は、相談支援専門員に、利用者等からの日常生活全般に関する相談及びサービス利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。	a	A			
(2)相談支援に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等を理解しやすいように説明していますか。また、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法をとっていますか。	a				
(3)相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たり、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービスの利用が行われるようにしていますか。	a				
(4)相談支援専門員は、指定障害福祉サービスに加え、保健医療サービス又はその他の福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、サービス利用計画に位置づけるよう努めていますか。	a				
(5)相談支援専門員は、サービス利用計画の開始に当たり、利用者等がサービスを選択しやすいよう、地域における指定障害福祉サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に提供していますか。	a				
(6)相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たり、利用者の能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や自立した日常生活を送ることができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を適切に行っていますか。	a				
(7)相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たり、利用者の居宅を訪問し利用者及び家族に面接の上、面接の趣旨を十分説明し、理解を得ていますか。	a				
(8)相談支援専門員は、アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービス等の提供体制を勘案して最も適切な福祉サービス等の組み合わせを検討の上、サービス利用計画の原案を作成していますか。	a				
(9)相談支援専門員は、サービス担当者会議(サービス利用計画作成のため、同計画に盛り込んだ福祉サービスの担当者等を招集して行う会議)の開催、福祉サービスの担当者への照会等により、福祉サービスの担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	a				
(10)相談支援専門員は、サービス利用計画の原案に位置づけた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、利用者又は家族に対し説明し、文書(サービス利用計画案及びサービス利用計画書)により同意を得ていますか。	a				
(11)相談支援専門員は、サービス利用計画を利用者等及び福祉サービスの担当者に交付(提出)していますか。	a				
(12)相談支援専門員は、サービス利用計画作成後、計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との連絡調整等を行っていますか。	a				

(13)相談支援専門員は、モニタリングに当たり、利用者及び家族、事業者等との連絡を継続的にを行い、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。	a				
(14)相談支援専門員は、利用者が支給決定の変更の決定を受けたときはサービス担当者会議の開催、サービス利用計画の変更の必要性について、福祉サービスの担当者から専門的な見地からの意見を求めていますか。	a				
(15)(3)から(11)までの規定は、(12)に規定するサービス利用計画の変更を変更する場合にも準じて行っていますか。	a				
(16)相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が提供されていても利用者が居宅において日常生活を営むのが困難と認められる場合、又は利用者が障害者支援施設・病院への入院・入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介等の便宜を図っていますか。	a				
(17)相談支援専門員は、障害福祉施設等から退院・退所しようとする利用者又は家族から相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ必要な情報提供及び助言等を行っていますか。	a				
<b>10 利用者等に対するサービス利用計画等の書類の交付</b>					
利用者等が他の指定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のサービス利用計画及び実施状況に関する書類を交付していますか。	a	A			
<b>11 利用者等に関する市町村への通知</b>					
利用者等(計画作成対象障害者等)が、偽りその他不正な行為によってサービス利用計画作成費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	a	A			
<b>12 管理者の責務</b>					
管理者は、従業者及び業務等の管理を一元的に行っていますか。また、指定相談支援の基準(自主点検のポイント)を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。	a	A			
<b>13 運営規程</b>					
(1)事業所は、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。	a	A			
(2)①から⑧まで盛り込まれていますか。	a				
(3)運営規程と契約書やその重要事項説明書との記載にいちがいはありませんか。	a				
<b>14 勤務体制の確保等</b>					
(1)利用者等に対して適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務体制を定めていますか。	a	A			
(2)事業所は、当該事業所の相談支援専門員によってサービスを提供していますか。(ただし、相談支援専門員の補助業務はこの限りではない。)	a				
(3)従業者の資質向上のため、研修の機会を確保していますか。	a				
<b>15 設備及び備品等</b>					
事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定相談支援に必要な設備及び備品等を備えていますか。	b	B	民家を借用しているため、家庭的な雰囲気での面談は出来るが、内装が古く、段差などもあり、使いにくい状態である。	事務所移転の可能性について継続して検討して行く。	事務所移転の可能性について継続して検討して行く。
<b>16 衛生管理等通知</b>					
(1)従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	a	A			
(2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	a				
<b>17 掲示</b>					
事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他利用者申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していますか。	c	C	重要事項説明書が掲示されていない。	重要事項説明書を見やすい場所に掲示する。	11月に掲示し、来訪者が自由に読むことが出来る。
<b>18 広告</b>					

当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	a	A			
<b>19 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止</b>					
(1)事業者及び管理者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、当該事業所の相談支援専門員に対して特定の事業者(例えば同一法人系列の事業者)を計画に位置づけるべき旨の指示を行っていませんか。	a	A			
(2)相談支援事業者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の事業者によるサービスを利用すべき旨の指示を行っていませんか。	a				
(3)事業者及び従業者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、当該事業者から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	a				
<b>20 人権擁護(利用者サービス提供者の対等な関係性への配慮)</b>					
(1)年齢相応の対応、言葉かけ、呼称を使っている。	a	A			
(2)指導的立場ではなく、支援の視点で関わっている。	a				
(3)利用者への暴力や虐待行為に対して、懲罰規定や研修会等の防止策がとられている。	a				
<b>21 苦情解決</b>					
(1)利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置(相談窓口の連絡先・苦情処理の体制及び手順等の運営規程や重要事項説明書への記載、事業所に掲示)を講じていますか。	a	A			
(2)苦情について、受付日、内容等を記録していますか。	a				
(3)提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査に応じていますか。また、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。	a				
(4)提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出提示の命令、当該職員からの質問(実地指導)に応じていますか。また、利用者等からの苦情に関して県知事が行う調査に協力し、県知事から指導等があった場合に、必要な改善を行っていますか。	a				
(5)提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により県知事又は市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。また、利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。	a				
(6)県知事等から求めがあった場合に、(3)から(5)の改善内容を報告していますか。	a				
(7)運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、斡旋にできる限り協力していますか。	a				
<b>22 事故発生時の対応</b>					
(1)利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	a	A			
(2)事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。	a				
(3)利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	a				
<b>23 記録の整備</b>					
従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、次の記録についてサービスを提供した日から5年間保存していますか。	a	A			

---



